

(別紙 2)

## 論文審査の結果の要旨

氏名 高松洋一 (たかまつ よういち)

論文「18世紀オスマン朝官僚機構における文書行政」は、オスマン朝史研究の主要史料として利用されてきた各種文書の様式と機能を解明し、官僚機構のなかで、いかなる文書行政が行われていたかという問いに答えることを第一の課題としている。それは、内外の研究者による文書の利用は盛んであるにもかかわらず、対象の文書がどのようにして作成され、また送付・受理されていたかを理解することなく研究が進められてきたからである。筆者は、18世紀に作成された1800点の文書を精査・分析することによって、文書行政の仕組みを明らかにし、歴史研究の基盤づくりに貢献することを目標にしている。

本論は、2部から構成され、第1部は受信文書としての梗概（地方から送られた上申書の要約）を分析し、第2部は発信文書としての勅令を検討する。梗概には、数点の文書をまとめて要約した包括型梗概と、一部を要約した項目型梗概の2種が存在する。これらの文書群を整理・分析した結果、地方から送られた文書は、まず大宰相府で要約され、大宰相はこの梗概と原文書を君主に提出して裁可を受ける。この裁可にもとづいて、大宰相は財務長官に処理を命じ、その返答を受け取ったうえで君主の名による勅令を発行した。勅令については、その正文が残されていることはまれであるが、筆者は勅令の草稿と勅令の正文、および枢機勅令簿（勅令の控え文書）とを比較・検討することによって勅令の起草の実体を明らかにすることを試みた。その結果、一連の文書は、草稿、枢機勅令簿、正文の順で作成され、枢機勅令簿の文書、正文との間には内容に異動のあることが確認された。以上のように、本論文は、受信文書と発信を体系的に分析し、18世紀オスマン朝における文書行政の仕組みを具体的に解き明かしている。史料として添付されたオスマン・トルコ語文書の翻訳も実に正確である。ただ、文章表現に工夫を必要とする部分が散見し、この文書研究をオスマン朝の行政史・国政史研究にどう生かすかということも今後の課題であろう。しかし、これまで等閑に付されてきた文書行政の仕組みを解明したことは、世界のオスマン朝史研究に寄与する貴重な成果であり、博士（文学）論文として十分な評価に値する。